

令和4年12月号

南ヶ丘交番だより



『年末年始の特別警戒』

年末年始は人やお金の動きが活発となり、それに伴い**各種犯罪や事故**の発生が懸念されることから、特に、

性犯罪等に注意するには、

～防犯ポイント～

- ◆ 夜道を歩くときは、時々後ろを振り返るなど、周囲を警戒していることをアピールする。
- ◆ 携帯電話などを通話しながらの、いわゆる『ながら歩き』をしない。
- ◆ 帰宅して玄関ドアを開けるときは、周囲を確認し、自宅に入ったらすぐに鍵をかける。など

交通事故防止に努めるには、

～運転者の皆さんは、歩行者に優しい安全運転を～

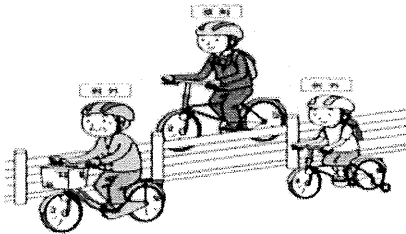
- ◆ 横断歩道に接近する際は減速、歩行者がいるときは横断歩道手前で一時停止。
- ◆ 交通の危険を早く察知するために、早めのライトの点灯・ハイビームの活用。
- ◆ 夕方から夜間時間帯は、昼間に比べて重大事故が発生する傾向がある。など

を心掛けましょう。

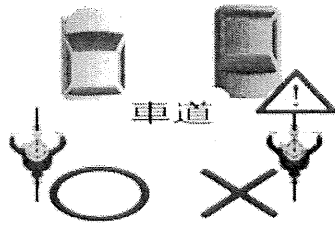
守りましょう！ 新 自転車安全利用五則



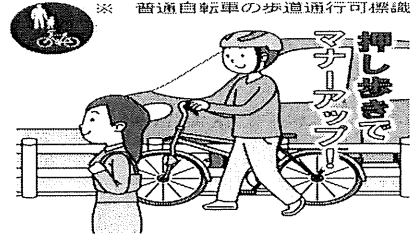
① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先



道路交通上、自転車は軽車両と位置付けられています。車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。



対向中等、衝突する危険性が高いため、自転車は、車道の左側（車道通行方向の左側）を通行しなければなりません。



※ 普通自転車の歩道通行可標識
上記の標識がない場合は歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げず、必要ときは一時停止しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



⑤ ヘルメットを着用



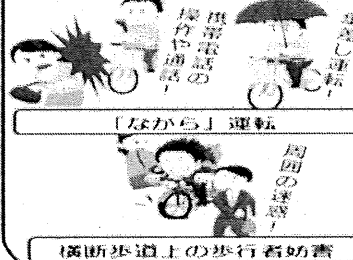
子どもから大人までヘルメットを正しく着用！

- 頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平に！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整！

③ 夜間はライトを点灯



次の運転も危険です。絶対にやめましょう！



横断歩道上の歩行者妨害

④ 飲酒運転は禁止



こちらもお忘れなく！



※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）

福岡県警察

令和4年10月事故発生状況（南ヶ丘交番管内）

物件事故 27件

人身事故 4件

令和4年10月盗難発生状況（南ヶ丘交番管内）

屋内盗難 0件

屋外盗難 3件（自転車）

本年中也、各種警察活動にご理解、ご協力いただき有り難うございました。